

第9章 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・介護休業給付）及び 育児休業給付受給のための手続きについて

1 事業主の皆様をお願いします！

雇用継続給付及び育児休業給付に関する受給資格確認及び支給申請の手続きは、その支給を受ける被保険者本人が行うこととなりますが、その書類の提出については、その被保険者を雇用する事業主が被保険者に代わって手続きを行うよう、ご協力をお願いします。

※ 届出・支給申請にあたってのご注意

雇用継続給付及び育児休業給付に関する届出および支給申請の期限は、雇用保険法施行規則により定められています。

届出をしていなかったり、定められた申請期限を過ぎてしまったりすると、給付金を受給することができない場合があります。

定められた支給申請等の時期までにハローワークに来所することができない場合には、必ずご連絡ください。

2 必ず本人にお渡しください！

ハローワークでは、雇用継続給付及び育児休業給付についての支給決定を行いますと、コンピューターでの処理後、「支給決定通知書」と「次回の支給申請書」をお渡ししています。

これらの書類は、①本人に支給金額をお知らせし、②次回の支給対象期間及び支給申請の期限をお知らせし、③高年齢雇用継続給付の場合には年金との併給調整手続きに必要となる、など大変重要な書類ですので、必ず本人にお渡しください。

3 賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか？

高年齢雇用継続給付金の支給額は、60歳到達時（休業開始時）の賃金額と支給対象月（対象期間）に支払われた賃金額とを比較し、その低下に応じて決定されることから、給付金の支給決定後に、すでに提出していただいた賃金月額証明書や支給申請書について、賃金額の記載誤りや一部算入漏れ等があった場合には、正しい金額により改めて支給することとなるため、すでに支給された給付金を回収しなければならないケースが発生します。

また、育児休業給付および介護休業給付における支給対象期間中に職場復帰した場合の職場復帰日（介護休業終了日）の申告漏れがあった場合についても、正しく処理を行う必要があるため、上記と同様、すでに支給した給付金を回収しなければならないケースもあります。

この給付金の回収手続きは、煩雑となるばかりでなく、多額の給付金を一度に回収させていただく場合もあることから、事業主および被保険者の皆様に、かなりの負担・不利益を生じさせることもあります。

雇用継続給付及び育児休業給付に関する手続きの際には、これらの点について十分ご注意くださいとともに、ご不明な点等ございましたら、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

**高年齢雇用継続給付の内容及び
支給申請手続について**

被保険者・事業主のみなさまへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所(ハローワーク)に支給申請等の手続を行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職者の方を対象とする給付金であり、事業主の方を経由して支給申請等の手続を行っていただくようお願いいたします。

なお、賃金証明書や受給資格確認票の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

※令和7年3月31日までに60歳となった方等は支給率が異なります。詳細は9～11頁をご覧ください。

厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所(ハローワーク)

(E7.08) PL070801R05

60歳以上65歳未満の被保険者が、原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、ハローワークへの支給申請により、各月に支払われた賃金の最大10%（令和7年3月31日以前に受給資格要件を満たす方については最大15%）の給付金が支給されるものです。高年齢雇用継続給付には、雇用保険（基本手当等）を受給していない方を対象とした「**高年齢雇用継続基本給付金**」と雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した方を対象とした「**高年齢再就職給付金**」の2種類があります。

詳細については、厚生労働省HP 及びハローワークインターネットサービスをご覧ください



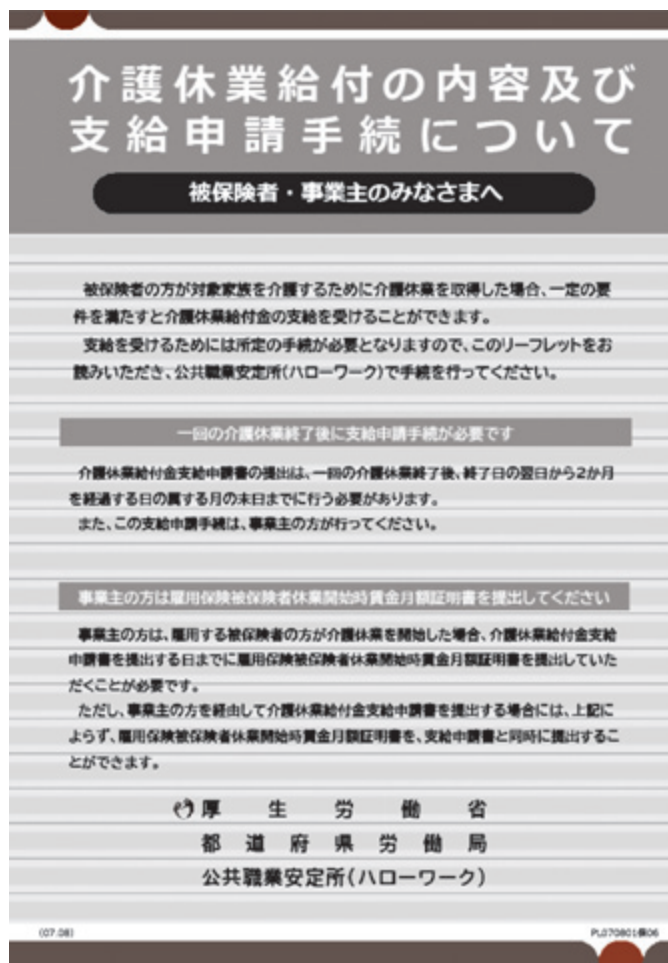
【厚生労働省HP】「雇用保険事務手続きの手引き」
第3編 育児休業給付・介護休業給付・高年齢雇用継続給付編



【ハローワークインターネットサービス】
高年齢雇用継続給付について
介護休業給付について

* ハローワークにもパンフレットが備えてあります

5 介護休業給付について



配偶者や父母、子等の対象家族を介護するための休業を取得した被保険者について、介護休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合には、ハローワークへの支給申請により、支給されるものです。

改正雇用保険法等の施行により、平成29年1月1日以降に新たに取得する介護休業については、93日を限度に3回までの分割取得が可能となりました。

また、65歳以上の高年齢被保険者も介護休業給付金の対象となりました。

さらに、対象家族の範囲についても拡大され、同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も対象となりました。

詳細については、厚生労働省HP及びハローワークインターネットサービスをご覧ください



【厚生労働省HP】「雇用保険事務手続きの手引き」
第3編 育児休業給付・介護休業給付・高年齢雇用継続給付編



【ハローワークインターネットサービス】
高年齢雇用継続給付について
介護休業給付について

* ハローワークにもパンフレットが備えてあります

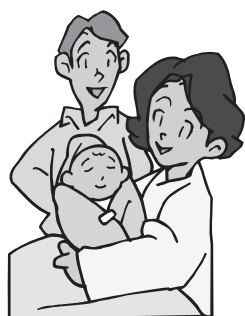
6 育児休業等給付について

少子化の急速な進行や女性の職場進出の進展が見られる現代において、労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することにより、育児をする労働者の職業生活の円滑な継続を目的に創設され、平成7年4月1日から施行されました。また、男性の育児休業の取得の促進を図るとともに、男女問わず仕事と育児を両立できる社会を実現することを目的として、育児・介護休業法が改正され、令和4年10月1日から、育児休業の2回までの分割取得や出生時育児休業（産後パパ育休）の取得が可能となり、これに対応した育児休業給付が受けられるようになりました。さらに、共働き・共育ての推進や子の出生・育児休業後のキャリア形成の両立支援のため、令和7年4月1日から、子の出生直後の一定期間の給付率の上乗せや時短勤務を選択する場合の給付金が創設されました。（雇用保険法第61条の6～第61条の13）

具体的には、被保険者の方が、1歳（一定の要件に該当した場合は1歳2か月。さらに一定の要件に該当した場合は1歳6か月又は2歳。）に満たない子を養育するための育児休業（2回まで分割取得可）を取得し、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を、子の出生後8週間の期間内に合計28日を限度に出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。

また、原則、被保険者とその配偶者の両方（例外あり）が14日以上の子の育児休業または出生時育児休業を取得する場合に、「出生後休業支援給付金」の支給を受けることができます。

さらに、被保険者が2歳未満の子を養育するために時短勤務をした場合、一定の要件を満たすと「育児時短就業給付金」の支給を受けることができます。



給付金名	支給条件	支給額
育児休業給付金	1歳未満の子どもを育てるために育児休業を取得	休業前の給与の67% (181日目以降は50%)
出生時育児休業給付金 (産後パパ育休)	子どもの出生後8週間以内に育児休業を取得	休業前の給与の67%
出生後 休業支援給付金	両親とも育児休業を取得	上記に13%上乘せ (最大28日間)
育児時短就業給付金	2歳未満の子どもを育てるために時短勤務を実施	時短勤務中の給与の10%

詳細については、厚生労働省HP及びハローワークインターネットサービスをご覧ください



【厚生労働省HP】「雇用保険事務手続きの手引き」
第3編 育児休業給付・介護休業給付・高年齢雇用継続給付編



【厚生労働省HP】
育児休業等給付について

*ハローワークにもパンフレットが備えてあります

第10章教育訓練休暇給付金について

スキルアップやリスキリングに取り組む労働者の方及び、当該労働者の方（従業員）を応援する事業主を支援する制度として、令和7年10月に「教育訓練休暇給付金」が創設されました。

事業所が教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定し、雇用保険一般被保険者が在職中に職業に関する教育訓練を受けるため、連続する30日以上は無休の休暇を自発的に取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

支給対象者については以下の①②の両方の要件を満たすことが必要です。

- ①休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること
- ②休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入していた期間があること
(離職期間があったとしても、12か月以内であれば離職前後の期間を通算できますが、失業給付等を受給していた場合は通算できません。)